

契 約 書

- 1 件 名 公立保育園等午睡チェックシステム借上げ
- 2 履行場所 市内保育園等
- 3 契約期間 令和7年〇月〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
(地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約)
- 4 契約金額 1台あたり センサー 〇〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を除く)
タブレット 〇〇〇〇円(消費税及び地方消費税の額を除く)
- 5 支払い条件 毎月払い

上記の賃貸借について、発注者と受注者とは、おののお対等な立場に基づいて、次の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7年 月 日

発 注 者 住 所 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
商号又は名称 和 泉 市
代 表 者 和泉市長 辻 宏 康 印

受 注 者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

(契約の目的)

第 1 条 発注者は、受注者から、その所有する午睡センサーシステム（センサー、タブレット）（以下「本システム」という。）を借り受け、その保守等を受けることを目的とする。

(総則)

第 2 条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務を行わなければならない。

3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法律に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟についての第一審の専属的管轄裁判所は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所とする。

(契約代金の請求)

第 3 条 受注者は、毎月末において、利用数に契約書頭書 4 に規定する契約金額（1 台あたりの単価）を乗じた金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額を発注者に請求するものとする。ただし、円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(契約保証金)

第 4 条 契約保証金については、和泉市財務規則第 104 条第●号により免除する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 5 条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合に於ては、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第 6 条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別の理由がある場合で、あらかじめ発注者の承認を受けたときはこの限りではない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により、あらかじめ発注者の承認を受けるときは、第三者との契約書等に個人情報の保護に必要な事項を明記し、発注者にその契約書の写しを提出するものとする。

(機器の保守)

第 7 条 受注者は、発注者が機器を常時正常な状態で使用できるよう、自己の負担において、機器の調整及び修理その他所要の保守（以下「機器の保守等」という。）を行わなければならない。

2 発注者からの故意又は重大な過失による場合を除き、機器が故障したときは、受注者は、発注者からの要請により、直ちに無償で機器の保守等の着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 受注者は修理に長時間要する場合は、代替機を仮設して対応しなければならない。

(消耗品等の供給・管理)

第 8 条 消耗品等については、発注者の申出によって予備手持量の不足を知った場合、受注者は当該消耗品等を供給する。

2 機器及び消耗品等の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。

3 発注者は、機器及び消耗品等が受注者の所有であることを示す表示等を毀損するなど、機器の現状を変更するような行為ならびに消耗品等を他に流用してはならない。

(設置場所の変更)

第 9 条 発注者が機器の設置場所を変更する場合、発注者は予め受注者に通知し、受注者の承認を得なければならない。

(契約期間満了後の取扱い)

第 10 条 契約期間が満了したときの機器の取扱いについては、発注者と受注者とが協議の上、決定するものとする。この場合において、機器を返還する場合は、受注者は直ちに機器を引き取るものとし、これに要する費用は、すべて受注者において負担するものとする。

(事故発生時の報告)

第 11 条 受注者は、機器の使用に関し、事故、故障その他の原因により契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(調査等)

第 12 条 発注者は、受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(立入権及び秘密保持)

第 13 条 受注者及び受注者の関係者は、発注者の承諾を得た上で、機器の納入、設置、保守点検、修理及び調整のために、機器の設置場所に立ち入ることができるものとする。

この場合において、受注者及び受注者の関係者は、必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

2 受注者及び受注者の関係者は、業務の遂行上、知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。

(賃貸借料等の支払い)

第 14 条 発注者は、受注者からの適法な請求を受理した日から 30 日以内に契約代金を受注者に支払わなければならない。

2 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により前項の規定による契約代金の支払が遅れたときは、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法で定める率で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第 15 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正等な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約に定める条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- (3) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、違約金として、契約金額に年間予定数を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する額を、発注者の指定する日までに発注者に支払わなければならない。

3 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期間内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して支払遅延防止法で定める率で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。

4 発注者は、第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(契約の解除)

第 16 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律台 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 8 条の 4 第 1 項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

- (2) 独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項(独占禁止法第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同条第 2 項及び独占禁止法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条 10 項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められたとき。
- (6) 第 6 条の規定に違反したとき。

第 17 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にあってはその法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織(以下「暴力団」という。)の関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団関係者が顧問に就任するなど、事実上経営に参加していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金、銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として契約金額に年間予定枚数を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求)

第 18 条 発注者の故意または過失によって、機器が滅失し、又は損傷したときに、受注者は、発注者に対し、その機器の滅失時の価格相当額、又はその修復に要した費用を発注者に請求できるものとする。

(受注者の解除権)

第 19 条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができるものとする。この場合において、発注者に未払となっている契約代金があるときは、受注者の発注者に対する当該契約代金及びこれに係る支払遅延防止法で定める率による遅延利息の請求を妨げない。

(賠償額の予定等)

第 20 条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額に年間予定数を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、また、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が、独占禁止法第 49 条第 7 項の規定により確定したとき(独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により確定したときを含む。)
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が、独占禁止法第 50 条第 5 項の規定により確定したとき(独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により確定したときを含む。)

(3) 独占禁止法第 65 条から第 67 条までの規定による審決(独占禁止法 66 条第 3 項の規定により原処分を全部取消す審決又は独占禁止法第 67 条第 2 項の規定により該当する事実がなかったと認める審決を除く。)に対して受注者が取消しの訴えを提起せず、審決が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、受注者が独占禁止法第 77 条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 第 16 条第 4 号に規定する刑が確定したとき。

(6) 第 16 条第 5 号に該当したとき。

2 受注者が第 6 条第 1 項の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額に年間予定数を乗じて得た額の 100 分の 10 に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前 2 項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前 2 項に規定する賠償額を超える場合においては、受注者がその超過分につき賠償することを妨げるものではない。

(相殺)

第 21 条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(個人情報の保護)

第 22 条 受注者は、この契約の履行に関して、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び別記「個人情報取扱特記事項」の規定を遵守しなければならない。

(長期継続契約)

第 23 条 本契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合、発注者はこの契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、受注者に不測の損害が生じた場合には発注者と受注者が協議のうえ決定する。

2 前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の 2 箇月前までに、受注者に通知しなければならない。

3 この契約締結後、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。

(疑義等の決定)

第 24 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者受注者協議の上、これを定めるものとする。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 受注者（第三者に業務を委託し、又は請け負わせた場合は、当該第三者を含む。以下同じ。）は、この契約を履行するに当たり、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第 3 受注者は、その使用する者に対し、在職中だけでなく退職後においてもこの契約の履行に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。また、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第 4 受注者は、この契約を履行するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第 5 受注者は、この契約の履行に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いを発注者が指定する場所で行うものとし、発注者があらかじめ承認した場合を除き、当該場所から個人情報が記録された媒体を持ち出してはならない。

(目的外使用等の禁止)

第 6 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約の履行に関して知り得た個人情報を、当該業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約を履行するために、発注者から提供された個人情報が記録された帳票類等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第 8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、当該業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記録された帳票類等は、速やかに発注者に返還し、引き渡し、又は消去しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(取扱状況の報告)

第 9 受注者は、個人情報の取扱いの状況について発注者から報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第 10 受注者は、個人情報の取扱状況を把握するための監査等を発注者から求められた場合は、応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第 11 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第 12 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。